

令和 2 年度

尾張市町交通災害共済組合
決算審査意見書

一般会計

北名古屋市監査委員

3 北 監 第 3 6 号
令和3年8月11日

北名古屋市長 長 瀬 保 様

北名古屋市監査委員 大野 眞一

北名古屋市監査委員 桂川 将典

令和2年度尾張市町交通災害共済組合決算審査意見の提出について

このことについて、地方自治法第233条第2項及び同法施行令第5条第2項、第3項の規定に基づき、審査に付された令和2年度尾張市町交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算書に対する審査結果の意見を次のとおり提出します。

令和2年度尾張市町交通災害共済組合決算審査意見

1 審査の対象

令和2年度尾張市町交通災害共済組合一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証拠書類

2 審査の期間

令和3年5月31日から令和3年6月21日まで

3 審査の方法

この審査は、尾張市町交通災害共済組合が令和3年3月31日をもって解散し、尾張市町交通災害共済組合規約の規定により北名古屋市が事務を承継したため、北名古屋市長から北名古屋市監査委員に審査に付された決算書及び附属書類について、関係書類及び証拠書類との照合を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取して実施した。

なお、尾張市町交通災害共済組合の例月出納検査において検査を行った支出証拠書類の審査は省略した。

4 審査の結果

審査に付された令和2年度一般会計の決算書及びその他附属書類については、いずれも関係法令に準拠して作成され、その計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、予算の執行についても適正に執行されていることを認めた。

5 決算の概要

令和2年度における歳入歳出予算現額115,903,000円に対する決算額は、歳入115,901,024円、歳出39,291,161円であり、歳入から歳出を差し引いた差引額は76,609,863円である。

収入済額115,901,024円のうち、主なものは共済基金繰入金105,395,282円、繰越金10,455,356円である。

支出済額39,291,161円のうち、主なものは退職手当組合負担金20,318,387円、北名古屋市承継事務負担金8,099,821円、共済見舞金2,910,000円である。

6 財産に関する調書

基金については、前年度末現在高は105,381,173円あり、令和2年度中に全額一般会計へ繰入れたことにより皆減した。

7 決算剰余金について

尾張市町交通災害共済組合は令和3年3月31日の解散に伴い、打ち切り決算となったことから、歳入歳出差引額 76,609,863 円は決算剰余金として北名古屋市へ引き継がれ、尾張市町交通災害共済組合を構成していた市町における過去5年平均加入者数から算出した分配率により、令和3年度に北名古屋市が旧構成市町へ配分精算することとされている。

8 むすび

尾張市町交通災害共済組合は、交通事故発生に伴う住民に対する災害見舞金の支給を、低廉な掛金により支え合う共済事業によって住民福祉の増進に寄与することを目的としてその関係事務を共同処理するため、昭和44年に設置された一部事務組合である。

近年、多種多様な民間保険制度等の充実・普及とともに、加入者の減少が続いており、組合の役割は終了したとの判断のもと、平成30年度を加入募集の最終年度とし、令和3年3月31日をもって解散となったものである。

当組合は発足以来、住民の交通事故による災害に関し相互共済を実施し、もって住民の生活安定と福祉の増進に寄与する大きな役割を果たしてきた。解散後は決算に係る精算事務等が北名古屋市に承継されるため、引き続き適正な管理執行を望むとともに、交通事故の防止と市民が安心して暮らせる地域社会の実現を望むものである。